

## 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案概要

### 1 条例制定にあたっての国の基準

- 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
  - ・ 第 6 条の 3 第 2 項
  - ・ 第 34 条の 8
  - ・ 第 34 条の 8 の 2

### 2 趣旨

放課後児童クラブは、保護者が就労等により、昼夜家庭にいない子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図るものです。

子ども・子育て支援新制度では、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実を図ることとされており、放課後児童クラブもその一つに位置付けられ、その設備や運営基準について、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、本町が条例で定める必要があるとされております。

町では、国の基準どおり、条例を定めることとしたいと考えます。

○「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」（関係分抜粋）

第六条の三

- 2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第三十四条の八 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。
- 3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。